

令和5年度第2回筑紫野市総合教育会議

○日 時

令和5年8月31日（木）午後3時00分から午後5時04分

○場 所

筑紫野市役所 5階504会議室

○出席委員（6名）

市長	平井 一三	教育長	上野 二三夫
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	牛川 由美
教育委員	久原 寛	教育委員	和田 法明

○欠席委員（0名）

○出席説明員（11名）

企画政策部長	宗貞 繁昭	健康福祉部長	嘉村 千穂
企画政策課長	中尾 泰明	教育部長	長澤 龍彦
教育政策課長	轟 治峰	学校教育課長	高木 美智子
学校給食課長	吉開 和子	生涯学習課長	檜木 理恵
文化・スポーツ振興課長	松木 勉	文化財課長	小鹿野 亮
主幹指導主事	中尾 智浩		

○議事日程

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 自己紹介（新教育委員より）
4. 報告事項
 - (1) 市長と校長・園長との懇談会について
○各学校から出された意見など
5. 協議・調整事項
 - (1) 第7次筑紫野市総合計画【教育施策大綱（素案）】について

○これまでの振り返りと今後の進め方について（報告）

○教育行政に係る政策・施策体系について（説明）

○政策・施策実現に向けての主な取組について（説明）

6. その他

・事務連絡

7. 閉会

会議録

○教育政策課長：皆さん、こんにちは。開会前に傍聴人の方に注意事項を申し上げます。携帯電話等は電源をお切りになるかマナーモードにさせていただき、御利用は控えていただきますようお願いいたします。また、会議中の録音や撮影、席の移動、発言など、進行の妨げとなるような行動は御遠慮いただきますよう併せてお願いいたします。なお、配付資料につきましては、会議次第のみとなっておりますので御了承ください。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回筑紫野市総合教育会議を始めさせていただきます。私は、本会議の進行を務めさせていただきます、教育政策課の轟と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに資料の確認をさせていただきます。本日お配りしていますのは、会議次第、出席者名簿、配席表、「市長と校長・園長との懇談会について（まとめ）」、それから「第7次筑紫野市総合計画（素案）」、「政策・施策の実現に向けての主な取組」となっておりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは、本日の出席状況でございます。市長並びに教育長、教育委員、合わせまして6名、市長部局職員3名、教育委員会事務局職員8名、合計17名でございます。

それではここで、平井市長より御挨拶を賜りたいと思います。平井市長、よろしくお願いいたします。

○市長：皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中に、第2回総合教育会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、6月30日に開催しました総合教育会議の際には、皆様方から大変貴重な御意見を賜りました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第1回会議の際にお約束をしておりましたように、市立の小中学校教員を対象としたアンケートを実施し、7月5日には校長・園長との懇談会を開催して、市内各小中学校及び山家幼稚園が抱えている問題・課題などについて状況確認をさせていただきました。

私も、教員の方から上がってきたアンケートに全て目を通させていただきました。今日、まとめが報告されますけれども、それ以外にも貴重な御意見も多々ありましたので、これとはまた別に、所管のほうで対応できるものについてはそれぞれ対応していただきたいと思っております。

本日の会議では、これらに関する報告と、現在取りまとめを行っております第7次筑紫野市総合計画の教育に関する部門をもって教育施策大綱とする素案でありますけれども、後ほど所管より説明をさせていただきたいと思っております。その後に、皆様方と意見交換をさせていただきます。協議・調整を図ってまいりたいと考えておりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策課長：平井市長、ありがとうございました。

次に移ります。

今回の会議が初めてとなる教育委員さんがいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

和田委員、お願いいたします。

○和田教育委員：皆さん、こんにちは。6月より教育委員に任命いただきました和田法明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教育行政は初めてで、なかなか不慣れでございますが、皆様の御指導の下、子どもや市民の皆さんが安心して安全に学べる環境をつくっていきたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策課長：和田委員、ありがとうございました。

それでは、次に移ります。次第の4番でございます報告事項、市長と校長・園長との懇談会につきまして、学校教育課長であります高木が御説明申し上げます。

○学校教育課長：市長と校長・園長との懇談会について、まとめておりますので、報告をさせていただきます。

まず、開催ですけれども、7月5日の水曜日に、二日市東コミュニティセンターで2時間半ほど懇談を行っております。

懇談の内容としましては、先生方が児童生徒と向き合う時間を増やすために、優先的に市で取り組むべき課題について行っております。

出席は、平井市長、上野教育長、市内の小中学校の校長先生16名、この日は山家幼稚園の園長先生は急用が入っていたので、私のほうで代わりに意見を代読させていただきました。市長部局の職員2名と、教育委員会の事務局職員9名が出席しております。

内容のほうですけれども、全ての先生方に御意見を書いていただいたものを学校のほうで取りまとめていただいて、校長先生のほうから優先的に市で取り組んでほしい3つの事項について、提出をしていただいたものに基づいて発表をしていただきました。その中から、まとめたものを報告いたします。

大きく3つの柱を設けておりましたので、働き方について、それとICT環境整備について、施設整備についてということで、それぞれ意見が多く出ていたものを取りまとめて報告させていただきます。

働き方についてですけれども、1番、教職員・特別支援教育支援員・学習支援員等の実態や課題についての報告です。

1つは、教員が定数配置されていない学校があるため、現場の先生が疲弊しているという現状があります。それから、支援員や事務補助員の勤務体系や待遇面での見直しが必要ではないかと

という御意見がありました。それから、特別支援学級在籍の子どもが増えている、通常学級でもサポートが必要な子どもが増えていますという現状が報告されました。それから、人材不足、欠員状況改善のため、保護者向けの募集チラシやメール配信で人材の掘り起こしが必要ではないかという御意見をいただきました。また、中学校では、経験のない部活を受け持っている先生方がおられるところもありまして、部活動の指導が負担となっているため、外部指導者の配置等、改善策を検討してほしいという御意見もありました。

それから、2番目に、日常業務の見直しや効率化などが、働き方ということではできないのでしょうかということで、市長のほうからお話をいただきました。

先生方から出た御意見で、コロナの経験を踏まえて、学校では行事内容の見直しなどを行っていかうとしているが、地域ではコロナ前の状態に戻ると思われている。学校で見直した新たな内容を保護者や地域に広く伝えて理解していただく必要がありますという御意見が出ました。

次に、ICT環境整備ですが、1番目に、Wi-Fi環境についてどうでしょうかという現状をお尋ねしたところ、改善はされていますが、まだつながりにくい状況がありますということで。ルーターなどを教室内へ設置するといったような改善が必要ではないでしょうかという御意見が出ておりました。

2番目に、ICT支援について大変多く要望が出ておりますが、どのような支援を求められていますかということをも市長のほうから尋ねられました。学校のほうからは、効果的なICT教育が推進できるように、ハード面・ソフト面、両方の支援が必要であるというようなお話がありました。

3番目、校務のデジタル化と端末整備の必要性については、現在活用しているノートパソコンでは、授業に支障が出ています。デジタル化することにより、業務負担の軽減が図れるものがあり、進んでいる自治体もあるので、本市も対応していただきたいという御意見が出ておりました。

施設整備については、1番目が特別教室のエアコン設置について、子どもたちが健康で安全に学習に集中できる環境づくりをお願いしたいということです。2番目に、エレベーターの設置ですが、設置ができていない学校には早急に設置をしていただきたいという御意見が出ておりました。

懇談会については、先生方から率直な御意見をいただいたところです。

以上です。

○教育政策課長：ありがとうございました。

この件に関する御質問等につきましては、次の事項と関連がございますので、協議・調整事項の中でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、次第の5番目、協議・調整事項に移りたいと存じますが、ここからの進行は市長

にお願いしたいと思えます。平井市長、よろしく申し上げます。

○市長：それでは、進行を務めさせていただきます。

今の高木課長の説明の中で、ICT環境整備の3番の校務のデジタル化と端末整備の必要性、この説明の最初の部分で、現在活用しているノートパソコンでは授業に支障が出ているとなつていますが、この活用しているノートパソコンというのは、生徒のパソコンではなくて、先生方の使っているパソコンという理解でよろしいですね。

○教育部長：はい。

○市長：はい、分かりました。

それでは進めさせていただきます。

1番の、第7次筑紫野市総合計画【教育施策大綱（素案）】についての件を提案いたします。

まず初めに、これまでの振り返りと今後の進め方について、所管の教育部長は御報告をお願いいたします。

○教育部長：教育部長の長澤でございます。

本日は、第7次筑紫野市総合計画【教育施策大綱（素案）】、教育行政に係る政策・施策体系について協議・調整を行っていただくこととなりますが、私からは、教育施策大綱策定に係るこれまでの振り返りと今後の進め方について、御説明をさせていただきます。

まず、令和5年6月1日に開催しました第1回総合教育会議についてでございます。

会議の中で主宰者平井市長より、教育人材育成を一丁目一番地としてこれから重点的に取り組んでいくこと、その政策や施策を次期の総合計画に反映させること、そしてこの総合教育会議を将来につながる実のある会議としていきたいと、このようなお考えをお話ししていただきました。

次に、企画政策部からは、教育施策大綱の策定に向けて、第7次総合計画の教育に関する部門をもって教育施策大綱とすることを提案し、協議・調整、承認をいただいたところであります。

また、この教育施策大綱には、1つ目、学校教育の充実、2つ目、スポーツ・レクリエーションの振興、3つ目、歴史・文化の継承と振興を重点的施策として掲げ、様々な基本事業を展開してまいりたいと、このような説明がございました。

委員の皆様からは、まちづくりは人づくり、教育とは人づくり、生きる力を育む教育行政の推進が重要であることや、学校教育、社会教育、家庭教育の充実による生涯学習の推進、子どもを育てる人材の確保と資質の向上、部活動の地域移行、スポーツ振興計画の策定、地域学校協働活動の推進、特別支援教育の充実などに関する大変重要で貴重な御意見をいただいたところであります。

また、先ほど学校教育課長から説明、報告がありました7月5日開催の市長と校長・園長との懇談会においても、各学校が抱えるたくさんの課題等について意見交換を行ったところであります。

す。

繰り返しになりますが、これまでに教育委員や校長先生などからいただきました御意見や、総合教育会議での協議・調整事項については、次期の第7次総合計画の政策・施策として反映させ、教育施策大綱として位置づけを行い、政策・施策の実現に向けて取り組んでいくこととなります。

第7次総合計画の教育政策に係る政策・施策につきましては、この後次の項目において企画政策部長のほうから説明がございますので、よろしく願いいたします。

最後に、今後のスケジュール、進め方についてですが、本日の会議で協議・調整事項が整えば、教育施策大綱策定に係る会議は、この第2回総合教育会議をもって終了、一区切りとなります。しかしながら、本日の会議で再検討を行うような事項があれば、次回9月末に予定をしております第3回総合教育会議において協議・調整を行った上で、第3回目を最終の会議とさせていただく予定と考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○市長：今、教育部長から御報告がありましたけれども、皆様のほうから何か質問あるいは御意見等がありましたらお願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

○（特になし）

○市長：それでは、次に進めさせていただきたいと思えます。

2番目に、教育行政に係る政策・施策体系について、企画政策部長から説明をお願いしたいと思います。

○企画政策部長：企画政策部の宗貞でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付しておりますこちらの資料、素案について説明差し上げます。先ほどから、話があっておりますけれども、前回6月1日の会議で、総合計画における教育、学術及び文化振興など、教育の分野をもって筑紫野市の教育施策大綱としたいというものでございます。本日は、この第7次総合計画の中の教育に係る分野について御説明を申し上げたいと思えます。

それから、全体的な話ですけれども、この総合計画につきましては、今後、総合計画審議会あるいはパブリックコメントを行いながら精査し、市議会の審議を経て作成するものでございます。したがって、確定されたものではないということについては御留意願いたいと考えております。

それでは、中身について御説明申し上げます。

まず、2ページ、3ページを見ていただきたいと思います。

最初の段階で総合計画とはこういうものですよという話を若干させていただきたいと思えます。

1の総合計画の策定の趣旨でございます。2段落目を読ませていただきますが、総合計画は市政運営の指針となる計画として、市民とともに目指すまちづくりに欠かすことができないもので

あり、筑紫野市市民自治基本条例第10条第1項で、「市の目指すまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するために総合計画を策定しなければならない。」総合計画を策定する目的、趣旨、根拠については、ここに記載のとおりでございます。

その次でございますが、策定の基本姿勢を四つあげております。こういう基本姿勢をもって総合計画の策定に取り組んでまいりますというところでは、

1つ目に、時代の変化に対応できる実現性の高い計画、2つ目にめざすまちの姿を市民や地域、事業者等と共有できるわかりやすい計画、これにつきましては、市民あるいは地域コミュニティ、事業者、NPO法人等と、まちづくりの目標や目指す姿を共有して協働できる分かりやすい計画としたいというものです。それから、3つ目には、経営資源の選択と集中を図る戦略的な計画としたいと、4つ目に行政評価と連動した効果的な進行管理ができる計画、これは後ほどまた説明を申し上げたいと思います。

以上の、4つの策定の基本姿勢をもって取り組んでまいりますというところでございます。

次に、4ページ、5ページでございます。

まず、4ページの下の方を見ていただきたいと思います。総合計画の構成のところでは、

構成につきましては、将来都市像、そして政策、施策、基本事業、そして事務事業とあります。この将来都市像と、政策、施策、基本事業、ここまでの総合計画に掲げられているものでございます。この目標を達成するために、いろいろな事業をやっているというのが、一番下の事務事業という形になります。

中でも、この政策、施策、基本事業、ここが4年間でこの総合計画の重要な部分になると、教育施策大綱についてもこの部分に関係するところを後ほど御説明申し上げたいと考えております。

その隣、5ページの図でございますが、先ほど行政評価という言葉が出てきましたけれども、右側の丸から、Plan・計画、それから実行・Do、そしてCheckしてAction。こういうふうなPlan、Do、Check、Actionというサイクルを回していくという行政評価によるPDCAサイクルを導入していますというところでございます。

ここについては、6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。行政評価のイメージというところで図をつけております。総合計画の体系としては、先ほど申し上げましたように、政策、施策、基本事業、事務事業という体系をとっております。そして、政策を実現するための手段として施策があり、施策を実現するための手段として基本事業、これを実現するためにいろいろな事務事業をやっているという体系です。

そして、施策、基本事業、事務事業の右横に、子育てが楽しいと思う保護者の割合等々書いておりますけれども、これはそれぞれに目標を持っているということの意味しております。施策の

目標、基本事業の目標、事務事業の目標、それぞれ目標を持っています。これを管理していくというような、成果指標を活用した行政評価を行っているというところの図でございます。

その次の7ページに、今申し上げましたように、施策、基本事業、事務事業、これには書いておりますけれども、施策の下に部長級、基本事業の下には課長級、それから事務事業の下には係長級。責任者といいますか、誰が責任を持ってこれを進めていくのかというところを明確にしたものです。総合計画と連動して個人目標の設定、こういうものにも取り組んで進めているというイメージでございます。

簡単ではございますが、総合計画全体の話につきましては、以上でございます。

それでは、具体的に総合計画の教育に係る分野について御説明申し上げたいと思います。

9ページを御覧いただきたいと思います。7つほど政策を記載させていただいています。

政策が7つ、「人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり」「市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」「自然をまもり未来を育むまちづくり」「強みをいかした多様な産業で賑わうまちづくり」「支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくり」「安全安心で快適な暮らしを支えるまちづくり」「政策実現のための市民目線の行財政運営」、この7つを大きなまは政策として位置づけています。

この中の、人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり、この政策の下に施策が2つ、学校教育の充実、そして、子ども・若者の健全育成、この施策を設けているというものでございます。

また、その下、市民が織りなすスポーツ文化のまちづくり、この政策の実現のために、3つの施策、スポーツの振興、生涯学習社会の推進、歴史の継承と文化の振興という施策を設けています。

そして、下から3つ目でございますが、支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくりの中に人権尊重のまちづくりという施策を位置づけているというものでございます。

以上のように、総合計画の7つの全体の体系の中で、教育に係る分野、3つの政策に該当し、その中でも、6つの施策が教育に該当してくる施策であるということでございます。

それでは、その政策ごとに説明を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の政策です。3つのうちの1つ目の政策として、人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくりでございます。その下に政策の課題として、ここにいろいろ課題を書いております。少子化であったり、共働き家庭、ひとり親家庭の増加、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート等々課題を掲げております。

こういう課題を踏まえて、その下の大綱でございます。大きく大綱が3つ、1つ目の大綱でございますが、略して説明しますけれども、待機児童の解消、それから妊娠・出産・子育て期にわ

たる切れ目ない支援の充実、こういうものを大綱として位置づけています。

2つ目には、教育環境の整備や教職員の資質向上、働き方改革の推進、特別支援教育の推進、そして不登校児童・生徒への支援、こういうものを大綱として位置づけています。

3つ目には、中段以降になりますけれども、地域・学校・家庭と連携して、青少年の居場所づくり、体験・学習機会の充実、青少年の指導者の育成、こういうものに取り組むというところを大綱に位置づけているということでございます。

それでは、この大綱を実現するための施策基本事業がその右でございます。

まず、施策としては2つ、学校教育の充実と、こども・若者の健全育成です。

まず、学校教育の充実という施策を実現するために、この施策の目指すべき姿を右に書いております。子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら充実した学校生活を送っていく、こういう姿を目指していきますという施策です。

この学校教育の充実の施策を実現するために、基本事業を7つ設定しております。

1つ目が教育環境の整備、そして教職員の資質向上と働き方改革、確かな学力の育成、ここは黄色に塗らせていただいておりますけれども、この黄色の部分については、全て重要な施策でございますが、特にここについては重点施策として取り組んでいくべき施策として位置づけているものでございます。教育環境の整備、それから教職員の資質向上と働き方改革、そして確かな学力のところではICT環境の整備、そして活用、こういうところに重点的に取り組んでまいりたい、そういう位置づけをしたいというものでございます。

そのほかに、4番目には豊かな心の育成、健やかな体の育成、それから6番目にはきめ細やかな教育支援の推進、そして7つ目に地域と学校の協働促進。これが、1つ目の施策でございます。

2つ目の施策としては、こども・若者の健全育成です。

ここについては、おおむね生涯学習課が取り組む事業になってまいりますけれども、基本事業としては、こども・若者の学習機会・体験活動の充実、それからこども・若者が自分らしくいられる地域づくり、そして3つ目に、こども・若者が安心して健全に成長できる環境づくり、こういうものを施策基本事業として据えて取り組んでまいりたいというものでございます。

次に、2つ目の政策についてです。市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり。

政策の課題としては、人生100年時代の到来を見据えて、生涯を通じて豊かで充実した生活をおくるため、スポーツや文化・芸術に親しむことができる環境づくり、あるいは歴史文化の継承、を課題としております。

そのための大綱が、3つあります。

1つ目、スポーツ施設の計画的な改修や整備、それから指導者やボランティアの養成と、スポーツに触れる機会の充実、こういうものを大綱としてまず押さえております。

2つ目でございますが、市民ニーズに応じた学習機会の充実、あるいは図書館の利便性向上、利用促進、子どもの読書活動、こういうものを大綱としたいというものでございます。

3つ目に、文化財の保護活用、文化・芸術活動の活性化、こういうものを大綱として据えているというものでございます。

この大綱を実現化、具現化するためには、3つの施策を設定しております。

スポーツの振興、生涯学習社会の推進、そして歴史の継承と文化の振興でございます。

1つ目のスポーツの振興、目指す姿としては、スポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えていきます。このような目指す姿を設定しております。

そのための基本事業として3つ、なおかつ①、②については重点的に取り組むべき基本事業と位置づけているというところでございます。1つ目にはスポーツ施設の充実、2つ目にスポーツ団体・指導者・ボランティアの育成でございます。そして、3つ目には、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進、こういうものを通じてスポーツの振興を図っていきたいというものでございます。

2つ目の施策、生涯学習社会の推進でございます。これを進めるための基本事業が4つ、1つ目は学習機会の充実、2つ目に地域で活躍する人材の発掘と育成、3つ目に読書活動の推進、そして、4つ目に生涯学習施設の利用促進でございます。

最後に、歴史の継承と文化の振興の施策は、基本事業が3つ、1つ目に文化財の保護・利活用の推進、それから2つ目に歴史学習の機会提供、3つ目には芸術文化活動の推進でございます。

続きまして、3つ目の政策でございます。3つ目の政策、支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくりです。これにつきましては、高齢者福祉等々、この政策に関わる分野は多々ありますけれども、教育に関わる分野ということで、政策の課題の一番最後の行の「現在においても」というところですが、課題としては、同和地区の問い合わせや差別落書きが今でも発生している。そして差別、インターネット上での誹謗中傷、侮辱、プライバシーの侵害、こういうものが問題になっていきますというところでございます。

そのための政策の大綱ですが、これにつきましては一番下が教育に関する分野でございます。価値観や生活様式が多様化する中、様々な背景を持った人々が互いの個性を認め合って、仕事や家庭、地域などあらゆる分野で活躍できるよう、人権教育と啓発、そして相談体制の充実、こういうものに取り組んでいきますというような大綱でございます。

これを進めるための施策、基本事業が右でございます。

施策名称としては、人権尊重のまちづくり、そして基本事業としては3つ、人権教育及び啓発の促進、そして同和問題の解決、そして3つ目にジェンダー平等の推進というのがあります。これにつきましては、市長部局である人権政策・男女共同参画課が所管をしています。ただ、教育の分野だけを抜粋してという話をしましたけれども、この施策の中に入っておりますので、一

緒に掲載をさせていただいているという状況です。教育の分野としては、1番と2番が該当してくるものであります。

以上が、総合計画における教育に関わる分野であり、これをもって教育大綱としたいという分野の御説明でございます。

冒頭に説明しましたがけれども、全体のスケジュールを最後に申し上げたいと思います。総合計画全体の策定スケジュールについてです。

この教育施策以外のところも含めた総合計画の素案全体を9月議会のほうに説明を申し上げたいと思っております。また、9月には総合計画審議会を予定させていただいております。

そして、10月に市民を対象にしたパブリックコメント、そして11月には総合計画審議会からの答申をいただきながら、12月議会に議案として提案をしていきたいと考えております。したがって、10月のパブリックコメント、市民の意見を求めますという時期もございます。この辺のスケジュールも御留意いただければと考えております。

説明については以上でございます。

○市長：ありがとうございました。この件につきましての質疑応答は、次の3番目となります政策・施策実現に向けての主な取組、ここまで説明をしていただいて、関連がありますので、まとめた議論をしていきたいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思います。

それでは、教育委員会のほうから、所管の課長が資料について説明を申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。どうぞ。

○教育政策課長：それでは、教育部各課から、政策・施策実現に向けての取組、こちらの中で重点的に取り組むべき事業として赤の文字で示させていただきました内容について説明をさせていただきます。

まず、政策、人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり。施策、学校教育の充実、についてです。

施策の目指す姿は、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送っていますとなっております。

これに関する基本事業は、教育環境の整備でございます。

この目指す姿につきましては、安全で快適に学ぶことができる教育環境が整備されています、でございます。

そのための主な取組として、1つ目、児童生徒数の増加が続きます二日市小学校及び二日市東小学校の教室を確保するため、校舎増築などの対応が必要だと考えているところでございます。

次に、2つ目、空調が整備されていない小中学校の特別教室へのエアコン設置工事や、3つ目、エレベーターの新設・更新工事についても取り組めればと考えているところでございます。

また、ICT教育の充実に適した設備の整備促進といたしまして、児童生徒のタブレット端末の更新や、教師用タブレット端末の導入、校内通信ネットワーク環境の改善・強化により、教育環境の充実に図れればと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○学校教育課長：では次に、学校教育課、高木です。

次の基本事業名、教職員の資質向上と働き方改革です。

基本事業の目指す姿は、教職員が安心して働くことができる職場環境が整備され、児童生徒と向き合う時間が十分に確保されています、というものです。

そのための主な取組として、教職員の働き方改革の推進でございますが、校務支援システムの導入や校内ネットワーク環境の整備と、教員用端末の入替え・一元化等の検討が必要と考えます。また、教職員の適正配置について県へ働きかけを継続するとともに、地域の学校人材の掘り起こしなどの人材確保に向けた取組を進める必要があると考えております。

次の3ページ目ですけれども、基本事業名が、確かな学力の育成。基本事業の目指す姿は、学習意欲が向上し、自ら考え、解決する力が育っています。ICT環境が整備され、児童生徒のICTの活用能力が向上しています、というものになります。

このための主な取組としては、小中学校の外国語教育の充実や、ICTを活用した教育の推進が考えられますが、その中で指導者用デジタル教科書導入の検討や、ICT支援員の配置、それと学習eポータル、CBTを効果的に活用した学習活動の実施など、そういったことが必要になってくると考えています。

次に、4ページ目です。

基本事業名が、豊かな心の育成。基本事業の目指す姿は、人を思いやり、尊重する心が育まれているとともに、自ら考え、正しく判断できる力が養われています。児童生徒が抱える不登校等の課題に対する適切な支援が行われています。

主な取組として、いじめ・不登校のための組織的・総合的な指導体制の構築が必要となります。教育支援センター、不登校特例校設置に向けた調査研究や、相談体制の強化、ICTを利活用した在宅学習に関する評価の実施など、このような取組が必要と考えられます。

次に、6ページになります。

基本事業名が、きめ細やかな教育支援の推進です。基本事業の目指す姿は、こどもの特性や状況に応じた教育を受けることができているというものです。

主な取組として、特別支援学級における指導充実のための特別支援教育支援員の配置、これは現在も配置していますが、増員していくことが必要かと考えられます。次に、特別支援学級が認められなかった場合における合理的配慮のための特別支援教育講師の配置。次に、特別支援教育

のための相談体制の充実及び関係機関との連携。特別支援教育の担当指導主事を増員するなど、こういった取組が必要ではないかと考えます。

次に、7ページ、基本事業名が地域と学校の協働促進。

基本事業の目指す姿は、地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上するとともに、地域と共に開かれた学校づくりが進められていますというものです。

これに向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が必要となってくると考えられます。

施策、学校教育の充実については、以上です。

○生涯学習課長：生涯学習課、檜木です。

私のほうは、8ページからになります。

施策はこども・若者の健全育成。施策の目指す姿は、豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えたこども・若者が育成されています、というものです。

こちらに対する基本事業につきましては、基本事業名が、こども・若者の学習機会・体験活動の充実です。この基本事業の目指す姿は、体験活動、社会参加、世代間交流等のこども・若者が生まれ、成長する機会が充実しています、というものです。

こちらに対する主な取組としましては、子ども・若者の居場所づくりとして、社会教育施設等を活用した体験活動や、体験を通じた学びの機会の提供や、国、県の体験活動の推進のための支援制度を活用したプログラムの検討などが考えられると思っております。

続きまして、基本事業名、こども・若者が自分らしくいられる地域づくり。基本事業の目指す姿は、家庭と学校、地域の連携のもと、こども・若者が安心して集い、悩みを打ち明け、交流できる場がつくられています、というものです。

こちらの主な取組といたしましては、地域学校協働活動推進員の横展開と考えております。こちらにつきましては、地域学校協働活動推進員のネットワークづくりや情報発信、情報共有、異世代・多世代交流や多様な体験等から生まれる自分らしくいられる地域や人のつながりの醸成や、子どもや若者が不安や悩みを抱えた場合の相談できる人や相談できる場所づくりに取り組んでいくことが必要だと考えております。

私は以上です。

○文化・スポーツ振興課長：文化・スポーツ振興課の松木でございます。

私のほうからは、11ページからの政策、市民が織りなすスポーツと文化のまちづくりについて説明させていただきます。

施策は、スポーツの振興。

施策の目指す姿は、スポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています、ということ

になっております。

基本事業名は、スポーツ施設の充実。基本事業の目指す姿は、スポーツ施設の充実により、スポーツをする環境が整っています、ということになっております。

この主な取組につきましてですが、筑紫野市の中長期的なスポーツ行政の方向性を定めるためのスポーツ推進計画の策定でございます。こちらは今、着手をしておるところでございます。

また、総合体育施設等の必要性の検証でございますが、こちらもさきのスポーツ推進計画で体育施設の新設の必要性も含めた今後のスポーツ施設の整備方針を検証することになり、その中で総合体育施設の新設が必要であると判断する場合は、規模や財源などの整備手法の検討を行う必要があると考えております。

また、これに伴いまして、現在ございますスポーツ施設につきましては、総合体育施設の整備方針を勘案した上で、必要となる維持管理を行うこととしております。

続きまして、12ページ、基本事業名は、スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成でございます。基本事業の目指す姿は、スポーツ・レクリエーションの指導者・ボランティアが養成され、市民や地域のニーズに対応できるようになっています、ということでございます。

こちらの主な取組といたしましては、スポーツ団体の活性化・指導者育成でございますが、その中でスポーツ・パラスポーツ等の指導者育成資格の支援制度の創設などを検討し、スポーツ・パラスポーツの指導者の育成・人材確保に努めるため、指導者育成プログラムなどの制度の検討が考えられるところでございます。また、市民のスポーツ活動を支えるボランティアを養成するための講座の開催なども必要になるかと考えております。これらで育成されました指導者・ボランティアを、市の主催事業やスポーツ団体の活動に活用できるような取組を、今後検討する必要があると考えております。

続きまして、次の13ページでございます。

基本事業名は、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進でございます。基本事業の目指す姿は、市民の年齢や体力に応じたスポーツをする機会が充実しています、ということになっております。

主な取組といたしましては、幅広い世代がスポーツを楽しむ機運の醸成、環境整備ということとなっております。プロスポーツ団体や民間スポーツ団体と協力し、既存のスポーツイベントの充実化を図ることや、パラスポーツ、アーバンスポーツ、ニュースポーツなどを中心とした新たなスポーツイベントを開催し、市民にスポーツをする機会を拡大するというようなことが必要であると考えております。

私のほうから以上でございます。

○生涯学習課長：続きまして、15ページになります。

施策が、生涯学習社会の推進。施策の目指す姿は、個人や地域のニーズに応じた学習を行う市

民が増加し、学習成果が家庭・地域で活かされていますというものです。

こちらに対する基本事業名につきましては、地域で活躍する人材の発掘と育成としております。

基本事業の目指す姿は、地域で活躍できる人材が育成され、主体的な活動が進むようになっていきます、というものです。

こちらの主な取組として考えられるものは、地域学校協働活動や地域貢献活動など、主体的な活動を行う個人・団体等のネットワークづくりと支援に取り組んでいくということが考えられると思っております。

以上です。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、16ページでございます。

基本事業名は、読書活動の推進です。基本事業の目指す姿は、本に触れる機会や読書を通じて学ぶ機会が増加しています、ということになっております。

主な取組といたしましては、読書活動の充実といたしまして、ブックスタートなど子どもの読書活動推進事業を充実させるとともに、学校司書と連携をして図書資料などを積極的に提供し、小中学生の読書意欲の喚起を図ることが必要と考えております。

また、電子図書館につきましては、電子図書館を運営する他の市町村の情報を収集し、効率的な運営方法を検討してまいる必要があると考えております。

私からは以上でございます。

○生涯学習課長：続きまして、17ページです。

こちらの基本事業名は、生涯学習施設の利用促進です。基本事業の目指す姿は、安全で快適に学ぶことができる施設となっています、としております。

こちらに関する主な取組といたしましては、個人や団体等が学習を継続できる社会教育施設の安全安心で効率的な維持管理及び運営に取り組んでいくということが考えられます。

以上です。

○文化財課長：文化財課の小鹿野でございます。

私のほうは18ページでございます。

施策名は、歴史の継承と文化の振興でございます。施策の目指す姿は、市の歴史・文化に関心を持つ市民が多くなっています。歴史・文化・芸術活動に多くの市民が取り組んでいます、ということでございます。

基本事業名は、まず、文化財の保護・利活用の推進ということで、基本事業の目指す姿につきましては、史跡等の文化財が適切に保護され、触れることができるよう整備されています、ということでございます。

主な取組といたしましては、3つございますが、まず1点目は、前畑遺跡の国史跡指定でござ

います。これは平成27年度に発見された前畑遺跡の重要遺構のうち、現地保存とした範囲について、国史跡指定に向けた取組を進めてまいりました。今後は、この取組をさらに進めるために、指定範囲の確定、測量と、地権者同意の取得を進め、国への史跡指定の意見具申書の提出を進める必要があると考えております。

次に、阿志岐山城跡保存活用計画の策定でございます。国史跡阿志岐山城跡を広く市民に周知し、歴史に触れて学ぶことができるよう、また、将来にわたって史跡を適切に管理・活用するために保存活用計画を策定し、その後に計画に基づき適切な史跡整備を進めてまいりることを考えております。

最後に、文化財調査報告書の作成でございます。今後、計画的・継続的に文化財報告書を刊行していくために、令和2年度に策定をいたしました刊行計画に基づきまして、取組を進めることが重要であると考えております。

続きまして19ページでございます。

次に、基本事業名は、歴史学習の機会提供でございます。目指す姿は、博物館等での学習機会の充実により、市や地域の歴史と文化を学ぶことができるようになっていきます、というものでございます。

主な取組といたしましては、文化財の効果的な活用ということでございますが、まず適正な指定文化財等の保存整備及びその維持管理に努め、さらには市のホームページ、広報等を活用するなど、また、現地における史跡等の解説板を計画的に設置し、文化財の情報発信を行うとともに、また、日本遺産等についてもさらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、歴史博物館におきましては、郷土の歴史や文化に関する企画展、講座等を行うとともに、地域や学校に対する学習機会の提供をこれまでと同様に継続して取り組んでまいりたいと考えております。そういった積み重ねによりまして、歴史学習の機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、20ページでございます。

基本事業名は、芸術文化活動の推進でございます。基本事業の目指す姿は、文化・芸術の実践、鑑賞等を通じて、豊かな感性が育まれていますというものになっております。

主な取組といたしましては、幅広い世代が文化芸術活動に取り組む機運醸成、環境整備でございますが、公益財団法人筑紫野市文化振興財団の公演事業のPR等を強化し、集客数の増加や筑紫野市文化会館の施設の認知度の向上を図ることが考えられます。

また、筑紫野市文化会館の利用促進を図り、次世代の文化芸術活動の担い手に、活動の機会を数多く提供することなどが必要であると考えております。

私からは以上でございます。

○教育政策課長：今、赤文字で示しておりました重点的に取り組むべき事業についての説明につきましては、以上でございます。

○市長：ありがとうございました。

今、2件続けて説明をいただきました。

これから質疑応答の時間になりますけれども、約1時間が経過しましたので、質疑応答に入る前にちょっと休憩を入れてはどうかなと思います。よろしゅうございますか。

それでは、4時から再スタートということで、4時にまたお戻りいただければと思います。

休憩させていただきます。

(休 憩)

○市長：時間になりましたので、再開をしたいと思います。

ただいま、2件続けて説明をいたしました。政策の実現に向けまして、施策や基本事業ごとの目指す姿をしっかりと共有していただく内容となっておりますけれども、これから御意見や御質問等をいただければと思っております。当然、今回の内容は、教育の施策大綱というところを目指すものでございますので、そのような視点から政策・施策レベルでの御意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、順次、委員のほうから、御質問、御意見をいただきたいと思っておりますけれども、どなたかございますか。

じゃあ、潮見委員、どうぞ。

○潮見教育委員：本当に分かりやすく説明していただいて、ありがとうございました。ただ、多岐にわたっているの、いきなりたくさん言うことはできませんけれども、今まで筑紫野市の教育の方針というところには、人権尊重をいつも柱に置いてこられていたと理解しています。それが、今回この施策を伺うに当たり、あまり人権尊重というところを基本理念とするという訴えが少し乏しくないかなと感じました。それが1点。

もう1つは、ボランティアの活用というところですが、教育の部門も、今、働き方改革と言って先生たちが大変厳しい状況であったり、生涯学習でも、子どもたちがいろいろなボランティア活動などでボランティアさんと触れ合うところでの人づくり、子どもたちが成長していく上で、大きな影響というか学ぶところがあると思っています。

実際、私自身、小学校の学習ボランティアをさせていただいています。それは教育の現場ですが、現場でボランティアでもサポートできる部分はあるなというのは日々感じております。それで、微力ながらも役に立てるところがあって、それがまたボランティアさんにとって「一助に

なっている」という喜びになっていると思います。その辺で、生涯学習の分野でも、先ほどにまた話が戻りますけれども、ボランティアさんに子どもたちを育てるところで助けを借りてもいいのではないかなと思っています。

それと、3点目ですが、今、スポーツ施設の充実というところで御説明いただきましたけれども、その中でも、今からスポーツ推進計画をつくっていかれながら、きっと施設の規模とか財源とかを、必要となれば検討されていかれるのではないかとはいいますが、現実、今の体育施設がとても厳しい状況にあると思っております。私も体育関係のところで関わらせていただいておりますが、現場の方たちからは、この施設がどうにかならないだろうか、よくならないだろうか、希望をいつも聞いております。その辺が充実していくということが、またスポーツの振興の大きな力になっていくと思います。活性化されていくのではないかなと思っておりますので、その辺具体的に何かございましたら、答えられる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○市長：分かりました。ありがとうございます。

今、3点質問をいただきました。まず、1点目の人権尊重という点に関しまして、所管の課長か部長のほうからお願いします。

○教育政策課長：教育政策課、轟でございます。

人権尊重のまちづくりにつきましては、今後も引き続き重要な柱として考えておりますので、教育振興基本計画の中で具体的な事務事業としてうたい込ませていただきまして、充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長：よろしいですか、今の件については。

○潮見教育委員：今日の大綱の中には、入れ込むことはもうできないということですか。

○市長：課長。

○教育政策課長：大綱の位置づけもございますし、現行の大綱では政策の順番が一番上に出てきておりますけど、今回は政策の順番的には5番目となっております、順番が後ろのほうになっておりますが、並列的に考えていただければと考えております。

○潮見教育委員：分かりました。ありがとうございます。

○市長：それでは、2点目、ボランティア活動に関する今提案なり御意見がございましたけれども、どなたか答弁できますか。

課長。

○生涯学習課長：生涯学習課の檜木です。

潮見委員がおっしゃられたとおり、これまでもボランティアの活動によって、学校であったり地域であったりのいろいろな活動を手助けいただいていたことは十分認識しております。これか

らさらに、人口減少や少子化に伴いまして、いろいろな課題が地域、学校、家庭にも生じているような状況におきまして、市民であったりいろいろな主体が協力して課題を解決していくというところにおきまして、そういった人材が非常に重要になってくるとは常々考えております。

そのような状況も踏まえまして、これからの生涯学習の取組におきましては、人材を育成していくというところで、市民の方に活躍していただくことが子どもたちのためにも重要なことだと思っておりますので、そういった取組を積極的に進めていけるように今後検討していきたいと思っております。

また、ボランティアの方と子どもの触れ合いという多世代の交流が、子どもたちの教育上にも非常に有効であることは、国や県でも言われているところですので、地域学校協働活動といった活動も通じて、両面から支援していけるように取組を検討していきたいと考えております。

以上です。

○市長：分かりました。ただ、今回は大綱の案をどうつくっていくかというところの議論をやっているんで、今、課長がおっしゃったようなことにつながる、大綱の中でのうたいとか、項目立てとか、その辺りはどう考えておられますか。

課長。

○生涯学習課長：こちらの大綱の中で言いますと、まず生涯学習社会の推進というところの中身になってくるとは思いますが、そちらの中の人材育成というところを1つ総合計画の中の取組として考えております。

もう1つとしては、地域学校協働活動推進員の横展開といったところも含めた、こども・若者の健全育成の施策中の取組が、ボランティア活動や学校との連携といったところで、ボランティアの活躍とか活動を支援していく取組になっていくと考えております。

○市長：今、御説明いただいたようなことを、どこの段階かは別にしても、ボランティア活動ということが伝わっていけるような、何か検討をさせていただければなと思います。

そういう形でよろしいですか。

○潮見教育委員：はい。

○市長：あとは、3つ目で、スポーツ施設の振興計画について、御質問がありました。

松木課長のほうからありますか。

○文化・スポーツ振興課長：潮見委員の御質問で、現在スポーツ推進計画の策定に取り組んでおりまして、その中で筑紫野市の今後のスポーツ施設の整備の方針というものも出てくるかと思えます。

今、実際に使われています既存のスポーツ施設につきましても、古くなったり使いづらいたとろが出てきたりしているということは承知しております。その中で、仮に新しいスポーツ施設を

整備したり、また、今の施設をどうやって使っていくか、方針を決めるにしても、少し時間がかかるものかとは思いますが、その間も今の施設を利用される方はたくさんいらっしゃると思います。

施設としての役目を終えるまでは、まず安全に使えることが最も大切でございますし、また、使っている方の声を頂戴しながら、できるだけ快適な施設のサービスが提供できるようにということは考えておりますので、今の施設につきましても、どの程度手を入れるかということは今後のスポーツ施設の整備方針に係ってくるとは思いますが、必要な維持管理は今後も行っていきたいと考えております。

○市長：どうぞ、部長。

○教育部長：スポーツ施設の充実で、潮見委員のほうがお話された視点というのは、今後本当に大きな本市のスポーツ振興を進める上で重要なことであると、このように考えております。

まず、スポーツ推進計画を策定して、その中で、市民が何を求めているのか、そういった市民ニーズをしっかりと把握しながら、そして市民が求めるスポーツ施設の在り方を検証して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○市長：潮見委員、よろしいですか。

○潮見教育委員：はい、よろしく願いいたします。

○市長：では、ほかにもございますか。

○久原委員：私のほうからも3点お願いします。

1点目は、この総合計画の中で、7項目にわたってそれぞれのまちづくりの視点が書かれていると思いますが、まちづくりは人づくりということで、先ほど潮見委員からも出たように、ボランティアとか地域で活動する人がやっぱり必要だろうと思います。

前回も、私のほうから、教育は人づくりという部分をお話しさせていただきましたが、この7項目でも、1項目め、2項目めで教育の部分が先ほどの説明で随分出てきたと思いますけど、そのほかにも、自然の食事ボランティアとか、福祉のまちづくりの福祉ボランティア、あと、産業を豊かにしていくための事業所が地域へのボランティア活動もされている部分が非常に多いんですけど、そういうこととか、いろいろな部分でこの7項目に出てくるのが非常に多いのではないかなということがありますので、まちづくりを進めると同時に、人づくりも、まちづくりと一体となって進めるという部分をぜひ入れてほしいなと思います。それが1つです。

2点目は、生涯学習社会の推進というのが、「市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」の中に入っていると思います、この計画ではですね。私はどちらかというと1番目の、「人が育まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり」に入れたほうがいいのではないかなという気がし

ています。というのが、学校教育の中での教育活動と、社会教育の生涯学習で学んだことを生かせる人、生かす人が活躍できて、それが子育てや教育のまちづくりにつなげる部分になっていくと思うからです。

と同時に、先ほど学校教育の中で、7ページに地域と学校の協働促進というのが出てきていました。それと併せて、今度は生涯学習の中でも、15ページですか、地域学校協働活動や地域貢献活動などの主体的な活動を行う個人とか団体のネットワークづくりというのが出てきています。一体化して、両方が、この中に入れると活動ができるのではないかなと思いますので、できたらここに入れたほうがいいのかと思います。市民が織りなすスポーツと文化ということで、スポーツと文化で1番目と3番目にありますので、そういう形でもいいのではないかと感じています。

それから、3点目ですけれども、実は人づくりの部分で、学校教育にも随分体験活動を入れた学習が組み込まれたほうが、子どもたちにとって非常に入りやすいというか、重要なポイントだと思っています。アクティブラーニングの推進が随分言われていると思いますが、ですから、そういうものを学習の中にはたくさん入れてもらえたらいいなと思っています。

昨日、築上町の上城井小学校のパソコン学習がテレビであってました。パソコンにプログラミングをして、それをドローンに入れ込んで、ドローンが自分の教室から飛び立って、そして隣の教室に行って、隣の教室から帰ってくるというそういうプログラミングの授業があってました。

やっぱりそういうのが、今後子どもたちが、これから先のICT教育の、あるいはいろいろなことから考えると、例えば空飛ぶ自動車の時代になることも考えられます。そういうのがこのパソコンに触れて体験をしておく、非常に身近な問題としてパソコンやITを使いやすくなるということにもなると思っているので、そういうふうに、やっぱり子どもたちが、身近な問題として捉えられるような学習をいろいろな形で組み込んでいってもらえたらいいなと思いました。

それはICT教育だけでなく、例えば農業のために農作業の体験をさせるというようなこととか、昔は森林伐採に中学校のときに下草刈りなどを行っていましたが、そういう体験をしていたら、これからの子どもの職業選択やいろんな部分で生きてくるのではないかと気がしています。ですから、そういうものもできたら組み込んでいってもらえたらいいかなと思っています。

以上です。

○市長：分かりました。

今、久原委員から3点の質問がございました。

まず1点目の、生涯学習社会の推進というものを、この「市民が織りなすスポーツ・文化のま

ちづくり」という項目のところで入れることの妥当性についての質問があったわけでありましてけれども、これについての考え方、執行部のほうの考え方について、どなたか説明できる方はおられますか。

○企画政策課長：市長部局で総合計画を担当させていただいております企画政策課の中尾でございます。

今回、一番初めの政策「人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり」についてでございますが、こちらは今、全国的にも推進をされております、こども家庭庁の動き等に対応できるような、いわゆる児童生徒の皆さん、そして若者とと言われるいわゆる青少年の皆さんをターゲットとした政策として設けさせていただいております。

そして、次の政策「市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」でございますが、こちらは人材育成に全く関係ないかといいますと、決してそうではなく、冒頭、企画政策部長が御説明申し上げましたとおり、人生100年時代の到来を見据えて、市民の皆さんが生涯を通じて豊かで充実した生活を送ることを目指して、市民のニーズに応じた学習機会の提供、そして地域で活躍できる人材の発掘と育成、スポーツ機会の充実、文化芸術活動の推進など、幅広い世代の皆さんの多様な活動を支援する、そして育成を図っていくことを意図して設けた施策となっておりますので、こちらの施策でも当然に人材育成等には努めていくことを目指したものであるというところで御理解を賜ればと考えているところでございます。

○久原教育委員：1点目のまちづくりは人づくりという部分はどうなりますか。

○企画政策課長：1点目の久原委員がおっしゃいました環境であり、福祉であり、多様な人材を育成して、それぞれの分野で活躍をしていただかないといけないという件についてはごもっともな御意見だと考えております。

今回、第7次筑紫野市総合計画（素案）12ページ、13ページで提示をしております地域で活躍する人材の発掘と育成等につきましては、当然、市民の皆さんが主体的に学ぶ機会の提供を、市、教育委員会として責任を持って行っていくということをうたったものでございます。

そしてまた、当然に、本日は教育行政に関するものを抜粋させていただいておりますので、ここには掲載されておりませんが、例えば環境行政の分野であれば、市民そして事業者の皆さんと連携をして自然を守り伝えていく、そして福祉分野についても、地域福祉の実際の担い手となる市民の皆さん、そして団体を育成し連携をしていくというような方向性はしっかりと計画の中に入りたい込みまして、総合的に市民の皆さんと協働して各施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長：久原委員、どうですか。よろしいですか。

○久原教育委員：はい。

○市長：すいません、僕が1番と2番と入れ替えて言ってしまって申し訳ないです。

3項目めで、体験学習の重要性、そしてそれをこれからしっかりと取り入れていただきたいという御意見がありました。高木課長、よろしいですか。

○学校教育課長：確かな学力の育成ということで、ここの基本事業にもありますとおり、児童生徒の実態に応じて様々な学習の方法があろうかと思えます。もちろん、体験活動を取り入れた学習なども、既に各学校の地域の実情に応じて取り入れていくというところも、とても大事なところになってくると思うので、主な取組としては引き続きそういうところも取り組んでいく必要があると思っています。

○市長：いいですか、よろしいですか。

○久原教育委員：頑張って取り組んでもらいたいと思います。

○市長：私はあまり意見を言う立場じゃないので恐縮ですけど、実はひと月半ぐらい前に、二日市東小学校のICT教育を視察に行きました。その中で、小学校レベルでやっていた内容が、自動洗濯機の動作をどういうふうにやっていたら最後まで洗濯ができるかということ、フローを作らせて勉強をしていました。これはここで終わりですかという質問をしたら、これの次のステップは、中学校に行って中学校で実際にプログラムを組んで、より具体的なことにつなげていきますという説明を受けて、ああ、なるほど、いろいろ学校現場もICTを使って体験学習的なところも入れているんだなと勉強させていただいたところであります。

ちょっと余談でございましたけど、そういうことでした。

今、久原委員からいただいた内容につきましても、また精査していただいて、今後いろいろ反映できるところがあれば、また反映させていただければなと思っています。

和田委員。ございますか。

○和田教育委員：私のほうも3点ほど質問というか、お聞きしたいことがございます。

1点目は、豊かな心の育成というところです。4ページの不登校支援の件でございます。いじめ・不登校のための組織的・総合的な指導体制の構築とありますけれども、今、不登校は大分問題になっているのではないかと感じております。

先日も、福岡市のほうでは、不登校の方の学校、教室をつくと、そういうのもございましたけれども、やはり親の負担というのが大きくなるのではないかと、そこまで学校が、場所が離れていますと、やはり各学校にもそういうものの施設ができればいいのかなと思います。

それは、不登校だけではなく、見えないものもあるのではないかと感じます。いじめや、また児童虐待、ヤングケアラー、あと貧困です。貧困でも見えない貧困という、表上は普通に生活していますが、実はすごく、親のほうから言われてか知りませんが、教育道具さえも買えな

いとか、そういうものもあるのではないかと考えています。そういう家庭での見えないところも含めた支援とか、そういうものが必要になってくるのではないのでしょうか。

そうしますと、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置、常駐というものが今後必要になってくるのかなと考えているところでございますので、その辺りを今後、この計画の中でどう進めていくかをお聞きしたいと思います。

2点目は、先ほども学校教育、それから社会教育という、これはつながりありますけれども、その中にやはり家庭教育も必要ではないのかと思います。家庭教育の項目というか、やはり、生きる力を一番最初に構築していくのが家庭教育ではないかと考えております。家庭教育、そして社会教育、学校教育、この3つが連携して初めて子どもを育成していくのではないかと考えておりますので、その生きる力をしっかりとつけていく家庭教育の支援も、この教育政策のほうで必要になるか分かりませんが、福祉のほうかもしれませんが、そういう構築、そういう支援ができる体制というのも必要ではないかと考えております。

3点目は、人権尊重で潮見委員のほうからも言われたと思いますが、その中に最近では平和学習というものがすごく減っているのかなという気もいたします。というのも、私らが数年前までは、8月6日、9日、それから終戦の日はサイレンが鳴っておりましたし、私らが子どものときは登校日ございまして、そのときに平和学習をさせていただいておりました。今は、そういう主な平和学習が少なくなっていると感じています。

特に今は、ウクライナの紛争をはじめ、いろいろな海外では紛争等、争いが起こっております。やはり、争いも人権を損害する1つではないのかなという思いもございまして、人権を尊重する、つまり人権を阻害するもの、差別やそういう戦争、貧困、環境問題を含めたそういうものに対する施策というものも必要ではないのか、追加していく必要があるのかなと考えております。

以上、3点でございます。

○市長：ありがとうございます。和田委員からも3点、今、意見をいただきました。

まず、1点目でありまして、豊かな心の育成においてということで、いじめや不登校、見えない貧困等に対する適切な対応をやっていかなければならないのではないかと御意見でございました。

これについては、学校、教育分野だけではなくて、またほかの所管にも関係をしてこようと思っておりますけれども、それぞれお答えができる課長、部長がいましたら、答弁をお願いしたいと思います。

高木課長、どうぞ。

○学校教育課長：今、お尋ねいただいた、主に豊かな心の育成のところに出てきている不登校等の課題に対する適切な支援というところだと思いますが、学校で子どもの抱える課題、いろいろ

把握ができると思います。不登校になっている子どもの課題は何だろうかというところで、先生からそれをお聞きしてその課題を把握していく中で、児童虐待とかヤングケアラーとか、そういった学校とか教育委員会だけでは対応できない要因が見えてくると思います。

そのときには、やはり市の関係課、子育てであるとか相談するところ、他課と連携をして、課題の解決を図っていくための適切な支援というのが必要であると私たちも考えています。

ここでは、主なものとして、先ほど説明したときは相談体制の強化であるとか、そういう話をしましたけれども、市全体としてそこは取り組んでいかなければならないと思いますので、委員がおっしゃるとおり、いろいろな部署が一緒になって課題の解決に当たっていかなければならないと考えています。

○市長：この件について、和田委員、よろしいですか。

○和田教育委員：はい。ありがとうございました。

○市長：分かりました。

それでは2番目に、家庭教育の重要性について、今御意見がありました。その件について、この大綱の中のどこかの部分にそういうことを取り入れてはどうかという御意見です。このことについて、どうぞ。

○生涯学習課長：家庭教育は、やはり子どもたちの健やかな育ちの基盤ということであり、全ての教育の出発点というところもあるとは思いますが、現在確かに家庭教育の現状として、非常に課題があるというところで、今、国なども方向性をいろいろ検討して、家庭教育については力を入れていくという方向性を取っております。

生涯学習課でも、家庭教育については家庭教育学級という形で取り組んでいますが、そのところについては、生涯学習社会の推進の中の学習機会の充実というところに、最終的には入っていくだろうと思いますが、今回そこは、特に重要というところでは説明はしませんでした。こちらの取組についてはやはり重要と考えておりますので、大綱というか、取組の中には、学習機会の充実というところに家庭教育学級とか家庭教育に関する項目をしっかりと入れていきたいとは考えております。

また、家庭教育の充実によって、子どもたちが安心して成長できる環境づくりというところにおきましては、基本事業名のこども・若者が安心して健全に成長できる環境づくりというところにも、家庭教育に関する学習を通じた人材育成がそちらのほうにつながっていくような取組を検討していきたいと考えております。

以上です。

○市長：よろしいですか。

○和田教育委員：ありがとうございます。

○市長：分かりました。次は、3点目であります人権尊重のまちづくりの促進に関連して、和田委員のほうからは、具体的に平和学習の取組がもうちょっとという御意見がありました。この件についてありますか。

轟課長。

○教育政策課長：人権尊重のまちづくりのこの人権につきましては、今、和田委員がおっしゃられたように、差別、戦争、貧困、環境破壊などの様々な人権というものが入っているものと捉えております。

あわせて、現在行っております取組について御紹介させていただきます。学校にあっては、例えば二日市中学校や筑山中学校で行われています平和劇や平和学習、こういった取組、それから地域におきましてはまちづくりサポーター養成講座、この中で様々な人権を取り扱っておるところでございますし、また、実行委員会形式ではありますけれど、市民懇談会でも、地域に入っているいろいろな題材を基に講座をさせていただいたり、話し合い、協議の場を持たせていただいたりしているところがございます。

また、啓発活動におきましては、啓発冊子の刊行をしております、その中でも様々な人権を取り扱っております。

現状も、人権尊重のまちづくりを目指して、様々な取組をさせていただいているという状況でございますので、引き続き主な取組の中で充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田教育委員：分かりました。

○市長：部長、どうぞ。

○教育部長：和田委員が今お話しされました内容については、これまでも本市について人権尊重のまちづくり、人権教育、同和教育、そういったところを重点的に考えて取り組んできております。これからも同様に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長：分かりました。和田委員、よろしいですか。

○和田教育委員：大丈夫でございます。ありがとうございます。

○市長：分かりました。ありがとうございます。

あと牛川委員、よろしいですか。どうぞ。

○牛川教育委員：コロナウイルスが5類になりましたが、学校の行事が戻ってきたといえども、市長と校長・園長先生との懇談会でありましたように、学校の行事が元に戻るわけではないということは非常に大事な点だと思います。ここ3年ほどの間に、地域と学校、並びに家庭と学校との縁といいましようか距離が非常に遠くなった、関係が希薄になっているということが、それが

数年続いたことで当たり前になってしまっている気がします。

今後、例えば部活動は地域と連携して移行するということを踏まえれば、やはり学校と地域の関係性というのは、もう少し浄化されるというか、作り直していくところがあるのではないかと思います。過去の焼き直しではなく、家庭や地域が学校に対して、何といたしますか、距離を詰めてこれない部分があるのかなという気がします。

それに少し似ている点というか、こども・若者の健全育成のところで、私は子ども会の関係にも携わらせていただいておりますが、PTAの加入数であったり、子ども会の加入数が非常に減ってきて、どんどん減少しています。その中でのみ、ボランティア活動であったり、手を挙げる人だけで賄うというのは非常に厳しいものがあります。もともとの体制自体を少し見直す必要があるのかなと思いますので、ボランティアを育成することも大事ですが、雇用形態をつくっていくことも大事なのかなと思います。有償ボランティアといたしましょうか。

○市長：雇用形態ですか。

○牛川教育委員：そうですね。今、何といたらいいかな、空いている時間を使ってやろうというところはかなり限界があると思いますので、例えば何とか支援員というような形をとって学校と関わりを持つというようなシステムをつくるだったり、好きだから、時間が余っているから関わるというのではなく、やはり部活動の指導者であるとか、何とかの支援をする立場であるということを確認させるのも1つ方法かなと思います。

そうでないと、有能な人材を流してしまうというか、人づくりにつながらないと思います。メリットがないと人が動かない世の中になりつつあるので、やはりメリットの中に雇用されて立場が守られているということ、そういうことも、人が集まる理由になるのではないかなと思います。

あと、これは私のお願いというか、私は筑紫野市の生まれでも育ちでもありませんでして、大人になって、特に教育委員になってから筑紫野市の歴史を学ぶ機会を持ちました。非常にたくさん歴史の資料だったり文献だったり、学ぶ機会がありましたが、どうも我が子の話をしていると、小学校、中学校で空白期間が出ているように感じています。いわゆる若年層で一番アグレッシブに行動ができる年代に、そういった筑紫野市の面白い歴史に触れる機会が減っていることが、すごくもったいないなと思います。例えば、地元の高校生や大学生をうまく歴史学習に何か取り込めるような機会や行事ごとが、市が主催であっても構わないですし、学習の機会としてでもいいので、あれば、引き続き若い学芸員への道が開けるのではないかなと考えます。

私ももう少し若かったら、学芸員とかも目指してみたかなと思うぐらい、面白い、興味深いことがたくさんありました。何かそういうことが、後々若い学芸員の芽を育てるといような歴史のまちになればいいなと思っています。

○市長：今、2点、牛川委員に意見をいただきました。

まず1点目、コロナ後の今後の学校行事における地域との連携等は、新しい観点、取組をやっていく必要があるのではなかろうかということでもあります。この大綱の中で、それに関するようなところを何がしか、一部うたってあるようなところもあったように思いますが、その件についてどなたか説明できますか。

高木課長。

○学校教育課長：まず地域の人材を確保しないといけないというところで、体制面とといいますか待遇面、そういったところの御提案があったと思います。

学校教育課としては、先生方の働き方改革を取り進む中で、部活動改革を進めていかないといけないところもありまして、やはり学校では担い切れない部分を、学校の中ではなくて外に協力を求めていくといいますか、そういう力を借りながら、子どもたちがスポーツとか文化とか、そういったものに親しめる持続可能な体制をつくっていかないといけないというところが大きな課題なのかなと思っています。

この大綱の中で言うと、働き方改革での部活動の推進とか、地域と学校の協働促進とか、そういったところに関わってはくるのかなと思っていますが、いろいろな課が持っている地域の人材とか、今ちょっと分からない場合は掘り起こしていかないといけないと思いますけど、そういう人たちをどうやって学校の支援とかにつなげていけるかなというところを、それぞれの分野の人が知恵を出し合って進めていかないといけないと考えています。

少し何かずれてしまっているかもしれませんが、コロナ前とコロナ後では、地域で活躍する体制も、新しく構築していかないといけないというところが課題としてあると思っています。いろいろな観点から地域の人材発掘というところはあるかなと思っていますが、それを学校教育課の観点からいくと、部活動の改革とか、学校の働き方改革とか、そういったところにもやはり地域の人材をどんなふうに確保するか、今人材不足だというところがありますけど、そこにどうやって取り込んでいけるか、そこが取り組んでいかないといけない部分だと思っています。

○市長：今、課長からいろいろな課題とか問題点に近いようなことを説明いただきましたが、先ほど牛川委員がおっしゃったように、これまでと同じようなやり方をしても、人材の確保は非常に難しくなっているのではないかなと、私も思うところがありますので、今回の大綱、7次総合計画を策定していく中において、少し新しい取組とか、そういうものにつながっていくような仕掛けみたいなものを考えていただいたらどうかと、私個人としては思っているところでもありますけれども、いかがですか。

○教育部長：今、牛川委員のほうが言われましたPTAとか子ども会の脱退ですね、これは任意加入ということで、すごく社会的にも問題となっているような状況でございます。

そのような中で、今後の取組として、1つは「政策・施策実現に向けての主な取組」の7ペー

ジに、地域と学校の協働促進といったところで、ここで地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上するといったところの視点。それとあと、15ページ、基本事業名、地域で活躍する人材の発掘と育成、このところとすごく関連が出てまいります。

本市はこれから、地域学校協働活動をコミュニティ・スクールと一体的に進めていくというような取組を行ってまいりますので、その中でいろいろな組織が関連してきます。そして、その中で人材の交流、人と人とのつながりが出てきて、広がりを持っていければと考えておりますので、取組において、今言われました視点、そこもしっかりと踏まえながら検討していきたいと考えております。

本当に、今そういったところについては、問題視されているといったところがございますので、重要な視点であると考えております。

主な取組のところ、検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○市長：牛川委員、よろしいですか、今の点は。

○牛川教育委員：はい、ありがとうございます。

○市長：では、2点目ですけれども、子どもたちが歴史に触れる機会をつくっていくべきだろうと、それを実現するためにいろいろな取組があるのではなかろうかということで、この件について小鹿野課長、どうぞ。

○文化財課長：19ページの歴史学習の機会提供の部分に関連する御質問かと思えます。

特に、博物館における高校生等のボランティア活動の取組と申しますか、取り込みと申しますか、そういった部分につきましては、博物館事業を補助していただけるということもありますが、学芸員としての仕事を体験するというを通じまして、社会教育活動への生徒の参加でありますとか、将来の進路でありますとか、職業について考える絶好の機会であると捉えられると考えておりますので、今後の博物館運営における非常に大切な視点であると感じているところでございます。

これまでにつきましては、博物館においては小学校からの館内見学の案内や、企画展等における昔の暮らしの体験学習を、民具を实际使ったりと、そういったことにも取り組んでまいりましたし、出前授業で学校へ学芸員を派遣したり、中学校の職場体験あたりの受入れも行っているところでございますが、コロナ禍の影響を受けまして、やはり大人数を集められない状況もありますので、工夫をしながら模索をしているところでございます。

特にその中において、高校生等のボランティアにつきましては、例えば市が取り組んでおります筑紫高校、昨年度九州産業高校の部活動における新資料の発見ということに結びついたことも、研究活動等にも協力をしてきた経緯がございますが、高等学校については個別の対応に留まってしまっているのは事実でございますが、先ほど申しましたように、高校生を取り込んでいくとい

うことは大きなチャンスである、大切な視点であると捉えておりますので、今後毎年策定をされていきます教育振興基本計画において、その取組の手法、あるいはアプローチの仕方をどういふふうにしたらいいんだらうとか、学習の支援における総合的な検討を行いまして、より効果的かつ歴史学習の機会提供を進められるような努力をしまいたいと考えるところでございます。

以上でございます。

○市長：よろしいですか。

○牛川教育委員：はい、ありがとうございます。

○市長：一応2時間と聞いていますけど、ほかに何か皆さんから御意見ありますか。

久原委員。

○久原教育委員：今、牛川委員が言われたことは、本当に大事なポイントだと思います。小鹿野課長も言われたように、高校生の活動がされてあります。常葉高校のボランティア部の活動とか、他にもありますけど、やはり大人の方たちの活動と、それから高校生からその次の若者をどう育てていくかなど、非常に難しい問題があります。

これから、大きな問題になってくると思いますが、先ほど出ていました部活動の地域移行で、本当にできるのだからかと僕は心配しております。もうあと2年半しかありません。活動する人が、本当地域で面倒見てくれる人がいるのだからかというのがすごく心配です。

ですから、そういう意味では、人材の育成というのを再三言っていますが、そこをどうするかということで、1つは、この地域学校協働活動の推進員さんの活動というのは今後重要になってくると思われるので、プレッシャーがかかるかもしれませんが、大きなポイントになるのではないかなという気がしています。

それと、先ほど出ていた高校生の活動とかいう部分を含めて、有償ボランティアの部分で、筑紫南コミュニティセンターの「たすけあい・みなみ」という福祉ボランティアは、有償ボランティアを取り入れながら今活動しています。それから、五郎山古墳プロジェクトで若者の活動があります。健康推進課がやってある赤シャツ軍団の健康づくりサポーターの方たちの活動なんか、非常に僕は有効な手だてだろうと思います。

先ほど言いました生涯学習社会と一緒になんですけれども、学んだことを地域で生かす、その生かすためのことを、例えば高齢者大学の1つの講座をその人たちに任せるといふ形で、今赤シャツ軍団が活躍しているので、そういう場をつくってやるとか、そういう具体的な手だてと、先ほど言った幾つかある部分をどうつないでいくかが大事だろうなと思っていますので、やはり今、ちょっとてこ入れしながらでも何かつくっていかないと、まちづくりは進まないんじゃないかなという気がしています。

ですから、そういうのをぜひとも音頭を取ってもらって、やってもらったらいいかなと思って

います。

○市長：分かりました。ありがとうございました。

ほかに御意見等ございますか。

潮見委員。

○潮見教育委員：今、少し体力がなくなりかけているんですけど、筑紫野市にボランティアバンクという人材派遣をしている団体があって、ボランティアバンクの会という会をされているんですが、やっぱりこれもコロナということがあって、派遣できなくなって活動ができなくなったということで、今ちょっと活動の体力が落ちてきているところです。先ほどの学習支援ボランティアもそちらからの派遣ということで活動させていただいていますが、もう20年近くなっているという実績も持っていますので、もし元気が出てくれば、会はすごい大きなまちづくりの力にはなるのではないかなと思っています。

この4年間の、もう本当に歯がゆいぐらいありました。学校でもそうですし、地域でも家庭でもこのコロナの影響というのは大きいので、先ほど牛川委員が言われたように、そののところが本当に真に受け止めてまちづくりのために、人づくりのために考えていかなければいけないのではないかなと真から思っています。

○市長：ありがとうございます。

今の件について、何か執行部のほうからの御意見とかありますか、説明とか。

では、部長。

○企画政策部長：少し私のほうから、先ほど御説明したこの総合計画です。13ページを見ていただきたいと思います。この13ページの中ほどの、生涯学習の推進の②地域で活躍する人材の発掘と育成、この基本事業の目指す姿のところ、地域で活躍する人材が育成され、主体的な活動が進むようになっていきます。まさに目指す姿はここだろうと思います。

総合計画大綱で記載しているのは、あくまでここまでですけれども、では、このために何をするのかというところは、まさに知恵を出し合いながらいろいろなことが考えられるんだろうと思います。いろいろなことを考える中で、例えば費用対効果、組織体制、継続性、市役所の中の体制としてはどうかとか、いろいろな課題があろうかと思っていますので、その辺を精査しながら実際にやるかどうかというのはその後の判断になりますけれども、目的をここでは定めて、そのためにみんなで知恵を出していきましょうというような計画になっているということです。

そのための事業は、それぞれいろいろな案がありますし、いろいろいい考えが今出てきておりますけれども、この後、このために何をするのかというのは一緒に考えていけたらなと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○市長：長澤部長、ありますか。

○教育部長：まちづくりは人づくりからといったところで、重要な視点のお話がずっとたくさん出てきておりますけれども、これから進めます地域学校協働活動の推進において、そういったところの視点、本当に重要になってまいります。そしてまた、先ほど出ました部活動改革、部活動の地域移行をするにおいても、関係性が本当に重要になってきます。地域で人材をつくっていただいて、それが基盤となってまいりますので、そういったところをしっかりと検討していきたいと考えております。

○市長：分かりました。

もう残り時間が、教育長、何ですか。

○教育長：一言、ちょっと要望を。

○市長：今の流れで、それとも最後でいいですか。

○教育長：最後でいいです。

○市長：はい、分かりました。

いろいろな今、意見をいただきました。本当にありがとうございました。大変貴重な意見だと思っております。今回、第7次の総合計画を策定する中に、今日の皆さん方の御意見もできる限りいろいろな形の中で反映をさせていきたいと思っております。最終的には、形としてできていくわけでありましてけれども、その過程において市民の皆さんの意見を聞いたり、市議会にかけたりというプロセスがございます。

今日いただいた意見を、我々ももう一回検討をし直して、入れるところは入れますし、具体的な実施事項についてはもっと下のレベルの中で実現していくようなことも考えていきたいと思っております。

ですから、今日の会議においては、一応皆さんからいただいた意見を私のほうで責任持って最後つなげていくようにさせていただきたいと思っておりますので、取りあえずは今回の施策・政策に向けての皆さん方の同意は得させていただいたと思っております。

また、必要があれば、再度お声かけさせていただいて、またこのような会議で審議する必要がある、またお時間をつくっていただきたいと思っておりますけれども、そのような形の中で今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

私の司会はここまででありますので、これからは轟課長に一回お戻しして、それから教育長のほうに振っていただければと思います。

○教育政策課長：平井市長、ありがとうございました。

それでは、教育長のほうから一言お願いします。

○教育長：時間はもう5時過ぎましたので、申し訳ありません。今日は第2回目の総合教育会議

ということで、本当に内容の濃いものにしていただいて、本当にありがとうございました。また、傍聴の方々も最後までありがとうございました。

私が1つ要望と言いましたのは、話がちょっと戻るかもしれませんが、教育環境の整備の中で、今、特に特別支援教育に重点を置いてこれからやっていかなくてはならないという風潮です。実際、二日市東小学校でも12学級の特別支援学級を持っていますけれども、やっぱり何と言いましょうか、県が打ち出してきている内容もこの大綱の中にちょっと入れていただきたいなというのがあったものですから、そういった意味での要望を話します。

というのが、県のほうが、特にこれから、個別対応というのはもちろんいいんだけど、「ふくおか就学サポートノート」というのを新しく打ち出しています。これはもうぜひ我々も大綱の中に盛り込んで、そして実際に筑紫野市はどういう形でこれを実践していくかといのも1つかなと思っています。ですからこれは、あくまでもきめ細やかな教育の支援という中の1つとしてお願いしたい。

もう1つは、学校の中で今、2人だけ導尿のケアを受けている子がいます。子どもたちが卒業するまでは対応していく必要がありますので、そういう医療的ケア児への対応の看護師配置あたりについても考えていただきたい。もちろん、今2人来てもらっていますから、増員されるかどうかは分かりませんが、今言いましたように、きめ細やかな教育の支援というのは何も特別支援学級の子だけではなく、体に障がいを持った子たちも中にはおりますので、医療的ケア児対応のための看護師の配置。もう1つは、先ほど話しました、県が新しく打ち出してきていますふくおか就学サポートノート、こういったものも大綱に盛り込みながら、あと具体的な年度年度でつくっていきます教育振興基本計画にも反映していただくというような形でつなげていただけたらなというのがありましたので、それをお話しさせていただいたところです。

すみません、今、市長に最後にまとめていただいて、本当ありがとうございました。これから、こういったものを十分、内容として盛り込みながら、第7次の市の総合計画をさらに完成していただくということにつなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○教育政策課長：ありがとうございました。

その他の事項といたしまして皆様方から何かございましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○（特になし）

○教育政策課長：ないようでございますので、最後に事務連絡でございます。

次回の会議開催についてでございます。第3回は9月下旬に予定しておりましたけれども、今、平井市長から話がありましたように、今後は必要に応じて開催をさせていただくということでお

願いたいと考えておりますので、また機会が参りましたら日程調整等させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和5年度第2回総合教育会議を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。